



マイナンバーカードの交付窓口を 設置しました

市役所1階にマイナンバーカードの交付窓口を設置しました。また、7月から電子証明書の更新の予約が可能となり、少ない待ち時間で手続きができるようになります。カードの受け取りは予約制です。交付通知書が届いたら、必要書類を確認し、予約してください。

マイナンバーカードには2つの有効期限があります

マイナンバーカード自体の有効期限

有効期限は発行日から10回目(18歳未満は5回目)の誕生日までです。有効期限を過ぎた場合は、本人確認書類や健康保険証として使えなくなるほか、コンビニ交付などの利用ができなくなります。

カードに内蔵されている電子証明書の有効期限

有効期限は発行日から5回目の誕生日までです。電子証明書のみの有効期限が過ぎた場合は、本人確認書類としては使えますが、健康保険証やコンビニ交付などの利用ができなくなります。

戸籍住民課☎94-4713



伊勢原市空家等の適正管理に 関する条例(案)にご意見を

空家等について所有者などの責務を明確にし、所有者などによる自主改善を促進するとともに、所有者がいない場合などで重大な危険が迫っているときに、行政が応急的に危険を回避する措置を講じることができるよう策定するものです。

閲覧場所 担当か市役所1階ロビー、各公民館、図書館、市民活動サポートセンター◇市ホームページからも閲覧可

意見提出方法 住所、氏名、電話番号、意見を明記し、郵送(〒259-1188※住所欄の記入は不要)かFAX、電子メール、または直接担当へご提出ください◇市ホームページから電子申請も可

電子申請ページ

意見提出期間 6月9日(月)～7月8日(火)※消印有効

建築住宅課☎94-4782☎95-7614✉kenchiku@isehara-city.jp



6月4日～10日は歯と口の健康週間 歯みがきで丈夫な体の基礎づくり

いつまでも自分の歯でおいしく食事ができるよう、毎食後の歯みがきを習慣にしましょう。また、かかりつけ歯科医を持ち、定期的に検診を受けましょう。

オーラルフレイルを見逃さずに

運動や会話の機会が継続的に減少すると、口の機能が低下しやすくなります。次の場合はオーラルフレイル(歯と口の機能低下)かもしれません※気になる場合はかかりつけ歯科医に相談を◆滑舌の低下◆食べこぼし◆わずかなむせ◆かめない食品が増える◆口の乾燥◆食欲低下

健康づくり課☎94-4616



農業に関するワンストップ相談 窓口でお気軽に

市と農業委員会、農業協同組合が連携し、農業に関するさまざまな相談を1カ所で行える相談窓口を開設しています。

受付日時 毎月第2・4火曜日(年末年始、祝日を除く)の午後1時30分～4時30分

ところ JA湘南本店3階会議室

相談内容 新規就農、農地の売買・貸借、販路の拡大、認定農業者、有害鳥獣対策、農業者年金、納税猶予制度、市民農園の利用 ほか

申し込み 相談日の前日までに問い合わせ先へ

☎JA湘南組織農政課☎93-8116

☎農業振興課☎94-4648



令和7年度国民健康保険税率の 改定

5月1日号に掲載した、国民健康保険税率の改定に関するご質問についてお答えします。

Q1 税額はどのくらい上がるか。

A1 加入者の年齢、人数、所得などにより異なります。主な世帯状況での年税額の試算例は次のとおりです。

世帯構成※()内は前年収入	改定前	改定後	差 引	比 較
40歳代の夫婦と小学生の子ども(給与収入400万円)	39万2800円	40万8000円	1万5200円	+3.9%
40歳未満の単身者(給与収入200万円)	13万3900円	13万7600円	3700円	+2.8%
65歳以上の夫婦(公的年金収入230万円)	13万9700円	14万3500円	3800円	+2.7%
60歳の単身者(無収入)	2万1800円	2万2500円	700円	+3.2%

Q2 税率はいつから上がるか。

A2 新しい税率は、7月中旬に通知する令和7年度本算定の計算から適用します。

Q3 収入が前年に比べて半分以上になった。保険税の支払いができそうにない場合はどうしたらよいか。

A3 国民健康保険税の納付が困難な場合は、まず収納課(☎74-5489)へ納税相談をしてください。分割や猶予などの方法を検討してもなお納付が困難で、失業により収入が大幅に減少したといった事情がある人は、保険税を減免できる場合があります。担当へご相談ください。

☎保険年金課☎94-4728



熱中症は予防が大切です

熱中症は、気温と湿度が高い環境に長時間いることで、体温調節ができなくなり、体に熱がこもる危険な状態です。熱中症になると、立ちくらみや吐き気、頭痛などの症状が現れ、重症になると意識障害などが起こることもあります。



周囲で協力して熱中症の予防を呼びかけ合うことで発生を防ぐことができます。特に高齢者や障がい者、子どもは注意深く見守りましょう。

熱中症を防ぐには

◆水分補給をこまめにする◆十分な睡眠を取る◆栄養バランスの良い食事を取る◆扇風機やエアコンで室温を下げる◆外出するときは日傘や帽子を着用する◆涼しい服装をする

熱中症特別警戒アラート

これまでの熱中症警戒アラートに加え、昨年度から熱中症特別警戒アラートの運用が開始されました。熱中症特別警戒アラートが発表された地域では、人の健康に重大な被害が生じるおそれがあり、広域的に過去に例のない危険な暑さとなる恐れがあります。より一層の熱中症対策をお願いします。

指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の指定

熱中症特別警戒アラートが発表されたとき、一時的に暑さをしのぐ場として利用できます※自宅にエアコンがあり、涼しい環境が確保できる場合は、クーリングシェルターへ移動する必要はありません



クーリングシェルター・マーク

施 設	開 放 日	受入人数
市役所(1階ロビー)	平日8:30～17:00	各20人
	第2・4土曜日8:30～12:00	
図書館(図書館ミニギャラリー)	休館日以外の9:00～19:00(土・日曜日、祝日は17:00まで)	10人
中央公民館(1階ロビー)	休館日以外の9:00～22:00	20人
高部屋公民館(1階ロビー)	休館日以外の9:00～22:00*	各10人
伊勢原南公民館(2階ロビー)		
大田公民館(1階ロビー)		8人

*午後7時以降に施設の利用がない場合は閉館します

☎健康づくり課☎94-4616